

議会改革検討委員会 検討結果（第1次～第4次）の概要

はじめに

本委員会は、平成23年12月21日に第1回会議を開き、議長の諮問を受け、議会改革検討会議答申を踏まえた議会改革の実行について検討を開始した。

議会改革に関し検討すべき事項は多岐にわたっており、その全てを検討するには相当の時間を要する。最終の結論を待って実行することは、議会改革に求められるスピード感に欠け、適当とは言えない。よって、本委員会としては、検討を重ねる中で結論を得たものから順次、報告を行ってきた。

本資料は、4次にわたり議長に提出してきた報告書を議会改革検討会議の答申に沿ってまとめたものである。

第1 議会改革の進め方

1 いわゆる議員の特別待遇の点検

委員会における湯茶の提供については、平成24年2月定例会から廃止することとする。委員会で発言をする機会のある者（委員、執行部説明員等）には、ペットボトル等（水または茶に限る。）の自己管理による持込みを認めることとする。

なお、他のいわゆる特別待遇の見直しについては、今後の検討委員会で点検していく。

第2 住民との関係の強化

1 会議の公開

委員会については、運用上は公開で開催しているという実態に合わせて委員会条例を改正し、許可制から公開制に転換することとする。

協議等の場については、会議規則を改正し、原則として公開により開催することとする。

以上の改正は、平成24年2月定例会中の会議から適用することとする。

2 会議資料の公表、傍聴者への配付

本会議の資料については、現在も行っている資料配付に加え、平成24年2月定例会から議案書等一式を議場両側の傍聴席入口（外側）に配置し、傍聴者の閲覧に供することとする。

また、議会の審議資料が閲覧できる他の場所、方法等を張り紙等の手段で傍聴者に周知することとする。

3 傍聴者を増やす取組

各会派、各議員は、広報紙の発行、会合や行事での挨拶、街頭演説等の機会をとらえて、県議会の開催情報を積極的に発信する努力を払うものとする。

県議会は、現在の広報手段に加え、しらがメール等の経費のかからない方法を活用して、情報を更に発信することとする。

4 委員会の審議状況の公表

(1) 委員会のインターネット中継

委員会のインターネット中継については、費用や職員配置等の課題が多く、直ちに実施することは困難なため、今後、そうした課題が解決できる環境が整った段階で改めて検討すべき中長期的な課題とする。

(2) 委員会の記録と資料の公表

委員会の会議要録と資料については、平成24年2月定例会分から、議会ホームページと議会図書室で公表することとする。

5 有権者が議員の活動を評価できる仕組み

(1) 議案に対する賛否の状況の公表

議案（意見書、請願を含む。）に対する賛否の状況については、平成24年2月定例会から議会ホームページで公表することとする。

公表する際の表記の方法については、県民に分かりやすいものとするため、

全員一致で賛否を決したものについてはその旨をまとめて表記し、賛否が分かれたものについては、議員ごとに表記することとする。また、討論の有無の表示と会議録の該当箇所へのリンクを行うことによって、各会派の賛否の理由を県民に分かりやすく示せるよう工夫することとする。

賛否状況の公表は、会派または議員による確認の後に行うものとする。

(2) 出欠状況の公表

本会議と委員会の出欠状況（欠席は、終日の欠席に限る。）については、平成24年2月定例会から議会ホームページで公表することとする。

なお、途中出欠と離席の状況および欠席理由の公表については、今後の検討課題とする。

(3) 議会報告書の作成と公表

1年間の議会の活動を集大成した報告書は作成せず、会議の公開や広報を始めとする情報公開を進めることで、議会の透明度を上げ、活動状況について県民への報告と説明責任を積極的に果たしていくこととする。

6 会議規則、傍聴規則の見直し

傍聴制限を現代に合ったものにするとともに、運用上の禁止行為をあらかじめ具体的に明示し、予見可能性を高めることで、県民にとって傍聴しやすい環境の整備を図る観点から傍聴規則の点検を行った。その結果、帽子、コート、マフラー等の着用禁止の規定は、廃止することとするとともに、従来は運用で禁止していたパーソナルコンピューター等の電源投入や議場をのぞきこむ行為を禁止行為として傍聴規則に明示すべきとの結論に至った。

また、会議規則については、意味が分かりにくいものや権威主義的な色彩を帯びている箇所がないかという観点で点検を行ったが、改正の必要はないとの結論に至った。

7 情報発信

(1) 議会の情報発信

ア 広報の充実と新たな手法の採用

新たな試みとして、定例会ごとに議会の開催告知ポスターを作成することとする。掲示にあたっては、県庁や県の関係機関で掲示や、包括的連携協定を結んでいる小売店等での掲示を依頼することとする。また、議員も積極的に議会の情報発信を行うため、効果的な施設、店舗等にポスターの掲示（数枚程度）を依頼するものとする。

議会だよりについては、引き続き市町での配置を依頼するとともに、作成部数を増やし、包括的連携協定を結ぶ小売店等での配置を依頼することとする。

新たな媒体の活用としては、ツイッターを利用して議会ホームページへのリンク誘導を図ることとする。（なお、即時的な組織対応が不可能であることから、現在の事務局体制の下ではこれ以上の拡大は行わないこととする。）

イ 報道されるための話題づくり・県民に興味を持ってもらうための取組

平成24年度から県議会ダイジェストのテレビ放映を実施しており、まずは現行枠の広報の充実を図る。

ウ 議会広報への議員の関与

議会だよりの内容の充実や紙面スペースの拡大については、今後も引き続き議論が必要であるが、現行の滋賀県議会だよりの構成においては、広報委員会を設置しないこととする。

(2) 会派の情報発信

会派の情報発信については、各会派で積極的に取り組むこととする。

(3) 議員の情報発信

議員会の研修として広報研修を取り上げてもらうよう、議長に要請することとする。

8 議会審議への住民参加

(1) 県民参画委員会の制度化

委員会運営に県民との対話を取り入れ、県政の重要課題の調査審議に資するとともに、開かれた議会の実現と委員会の活性化を図る制度として、県民参画委員会を実施する。

(2) 傍聴者の意見表明の機会の確保

各委員会が現在の参考人制度等を更に積極的に活用し、議会として民意の吸収に努めることとする。具体的な方法については今後検討することとする。

注 検討の結果は、第3の「2 外部の知見の活用」を参照

(3) 議会モニター制度

定例会を最後まで傍聴、視聴してもらう負担は大きく、それが可能な人は限られているため、多数のモニターを募ることには困難が予想される。一方、少数のモニターでは意見が偏るなどの様々な課題が考えられるため、議会モニター制度は設けないこととする。

(4) マス・メディアの意見の把握

各会派で積極的に意見交換をすることとし、その上でなお、議会として協議の場の必要性が強まるならば、報道機関の意見を聞く場の設置を検討することとする。

(5) 議場の構造の見直し

直ちに議場の構造を変えるには多額の費用が必要であり、将来、老朽化等による改修が必要になった場合の中長期的課題とする。

9 教育との連携

(1) 議長や議員による出前授業

議会による出前授業については、広報委員会等の実施主体がない中では、授業を行う議員の選定や日程調整が困難なこと、授業の編成や会場準備など

の学校側の負担が極めて大きいこと、現体制化では議会事務局の随行が困難であること、生徒の興味を喚起する授業の難しさなどの様々な課題があり、直ちに実施することは困難なため、今後の議会改革の進捗状況を踏まえた中長期的課題とする。

教育との連携に関する当面の取組としては、閉会中に小学生等が県庁見学の一環として議場を訪れたときの対応として、傍聴席からの見学だけでなく、議場への入場、議席への着席、記念撮影等も認め、議場の独特の雰囲気を感じてもらうことで、県議会や政治への興味や親近感を小さい頃から醸成することとする。

また、開会中の本会議の傍聴については、引き続き学校・学級単位の傍聴を促進し、実際に政治が行われている現場を見てもらうことで、議会制民主主義の理解に役立てることとする。

これらの議場見学や本会議の傍聴については、各学校に積極的な活用を呼びかけるとともに、児童生徒用の啓発資材・資料を作成し、見学者・傍聴者に配布することとする。

(2) 議場の見せ場作り

本県には議会棟がなく、西玄関には大きなスペースがない。また、議会に来る意思のある県民以外は来訪者も少なく、費用対効果を勘案すると、今の段階で議会情報を掲示するPRコーナーを設置する必要性は小さい。

なお、議員の出退表示盤の耐用年数が尽きたときは、液晶ディスプレイに更新し、議会の開催情報や議員の情報を表示できるよう検討すべきである。

第3 政策形成機能および監視機能の強化

1 議員力の向上

議員は、審議、政策の立案等に必要な能力の向上を図るため、政務調査費等を利用して、今以上に研修、交流および調査研究に積極的に取り組むなど、不断の自己研鑽に努めることとする。

なお、県議会として市町議会や他府県議会の議員との交流の機会を設けることについては、主義主張の異なる議員同士が意見交換をすることで新たな知見を得たり、合意形成につなげることのできるテーマの設定が難しい等の課題があり、直ちに実施することは困難との結論に至った。

2 外部の知見の活用

(1) 政策に関するネットワークの活用

答申の内容を各議員に周知することとする。

(2) 議案審議等に係る専門的知見の活用

専門的知見の活用を図るとともに、県民の意見を把握して県政に反映させるため、まずは参考人制度等の既存制度や新たに取り組んでいる県民参画委員会制度のより積極的な活用を図ることとする。

特に、県行政に関する基本方針を定め、または県民に義務を課し、権利を制限する条例案の審議、議決対象となる基本計画の審議および特別委員会の付議事件の調査については、原則として、参考人の意見を聴くことを申し合わせるものとする。

アドバイザー制度の導入、大学・研究機関との連携等については、これらの制度の活用状況とその成果を踏まえた今後の検討課題とする。

(3) 県民からの政策提案の仕組みの構築

県民参画委員会において地域課題の解決に取り組んでいる団体との意見交換をより積極的に図ることにより、県民から政策提案を受けるとともに、政策課題を把握することとする。

(4) 外部の人材の活用

大学院生、若手研究者等の外部の人材の登用については、直ちに実施することは困難であり、今後の中長期的な課題とする。また、議会としてのインターンシップの受入れについては、外部知見の活用という観点だけではなく、学生への研修機会の提供という視点からも検討を行ったが、一定の責任を持

たせて遂行させられるある程度まとまりのある仕事を提供できないことから、直ちに実施することは困難との結論に至った。

3 議会意思の形成のための手続整備と政策論議の活性化

(1) 委員会の運営方針の決定と公表

常任委員会については委員長の運営方針を、特別委員会については、委員会で決定した重点調査項目や運営方針をホームページで公表するものとする。

また、常任委員会については、委員会で協議の上、年間を通じて議論する必要のある重要課題があれば、重点審議事項として位置付けるものとする。

(2) 論点の整理と公表

常任委員会と特別委員会の重点的審議事項については、調査審議の中間で論点整理を行い、ホームページで公表するものとする。

(3) 論点を基にした議員間討議

委員会の政策論議の活性化のため、県政の重要課題については、委員長や委員の発議があれば、委員会で協議の上、委員間討議を行うものとする。

論点整理を行った委員会の重点的審議事項については、整理した論点を基に委員間討議を行うものとする。

(1)から(3)までの事項については、申合せで定めるものとする。

(4) 調査審議への住民参加、住民協働

引き続き県民参画委員会の活用を図るとともに、重要議案の審議については、必要に応じて利害関係人等の県民に出席を求めるなど、参考人制度を積極的に活用することによって、住民参加の機会を確保し、県民の知見や意見を調査審議に生かしていくこととする。

(5) 決議、附帯決議等の反映状況の調査

決議や附帯決議を行ったときは、原則として、1年以内にその反映状況の報告を執行機関に求め、ホームページで公表するものとする。採択請願の処

理結果の報告についても、同様に公表するものとする。

4 委員会の行政調査の活性化

委員会の行政調査の調査先については、平成24年度から委員長一任は行わず、委員会で十分協議して決定することとし、正・副委員長会議で申し合わせるものとする。

調査回数については、調査の必要性に応じて、予算の範囲内で弾力的に取り組むものとする。

5 行政監視のための権限、制度の活用

(1) 調査権の活用

いわゆる百条調査権等の調査権限については、その重みを考慮した上で適切に行使していくものとする。

(2) 行政監視活動の重点化

各委員会の所管事項のうち、特に重点的に監視する必要があるものがあれば、運営方針の中に盛り込むことにより、行政監視の重点化を図るものとする。

(3) 議員のうちから選任する監査委員（議選委員）

議員のうちから選出する監査委員については、議会役員に関するものであるから、会議規則の規定により、各会派代表者会議で協議、調整すべき事項である。

(4) 住民との協働による監視機能の発揮

県民参画委員会を活用し、住民との連携協力を図るとともに、必要に応じて参考人として住民に出席を求めるなど、参考人制度を積極的に活用することによって、行政監視機能をより発揮していくものとする。

6 会期と定例会の回数の見直し

会期と定例会の回数の見直しについては、後にも述べる議会基本条例の制定の議論とともに、新たな議会改革検討委員会等の協議の場を立ち上げ、検討すべきであるとの結論に達した。

7 議会の活動を補佐、支援する体制の整備

(1) 議会事務局体制の整備

議会事務局の体制整備については、充実に向けて検討すべき今後の課題とする。

(2) 議会図書室の在り方の見直し

図書室の在り方については、充実に向けて検討すべき今後の課題とする。

第4 議会改革の着実な推進

1 議会の1年間の活動の基本となる計画の作成

議会の年間の活動については、計画を別途作成することはせず、年度当初に議会運営委員会で定例会の予定を決定するとともに、各委員会で運営に関する方針を定めて公表し、これを計画的に、重点的に進め、県民にも見えやすいものとする。

2 議会改革の検証等

(1) 議会改革の検証

議会の機能強化を図り、分権時代に対応した議会を確立するためには、改革への不断の取組が必要であり、そのためには、定期的（改選後2年をめぐ）に取組の実施状況とその効果を検証することとする。さらに、それ以外の時期においても、必要に応じて議会改革検討委員会等で検証を行うこととする。

(2) 県民の意識の調査

県民向けのアンケートは、議会改革の取組の検証時など、今後必要に応じて実施することとし、傍聴者へのアンケートは、準備を整えた上で速やかに実施することとする。

3 議員定数、議員報酬の検討

議員定数については、議員定数検討委員会を早期に立ち上げるべきであることを、議長に要請することとする。

議員報酬は、議員の処遇に関する事項であるから、会議規則の規定により、各会派代表者会議で協議、調整すべきである。

4 議会基本条例

議会基本条例の制定については、本検討委員会の検討結果を踏まえ、新たな議会改革検討委員会等の協議の場を立ち上げて検討を行うべきである。

なお、先にも述べたように、会期と定例会の回数の見直しについても、議会基本条例の制定とともに検討すべきであるとの結論に達した。

おわりに

本委員会は、平成23年12月21日に議長の諮問を受け、議会改革検討会議答申を踏まえ、議会の機能強化と分権時代に対応する議会の確立をめざし、11回にわたり鋭意検討を重ねてきた。

検討すべき事項は多岐にわたり、諸事情を勘案して現時点では実施を見送った事項があることも事実であり、将来的には再度検討が必要と考えられる。

地方分権の進展により地方自治体の自己決定権が拡大される中で、二元代表制の一翼を担う議会が果たすべき役割と責務の重要性はますます増大してくる。議会がこうした変化に対応していかなければ、引き続き県民の負託に応えることができなくなることから、今後も引き続き改革に取り組む必要があることを確認して、この報告を終える。